

# 札幌市妊娠・出産寄り添い給付金のご案内

令和5年8月版

妊産婦等の経済的支援を図るため「札幌市妊娠・出産寄り添い給付金」（妊娠分5万円・出産分5万円）を支給しています。（国の「出産・子育て応援交付金」を活用）

## 1. 支給対象者

妊娠分：令和5年1月以降に妊娠届出書を提出した妊婦の方

出産分：令和5年1月以降に出産し、児童を養育する方

## 2. 支給額（現金）

妊娠分：妊婦1人当たり 5万円

出産分：児童1人当たり 5万円

※双子の場合、妊娠分5万円、出産分10万円となります。



支給対象者には申請書をお送りします。

裏面の支給手続きをご確認ください。

### 注意！

他市町村において国の「出産・子育て応援交付金」に関する給付(クーポン等含む)の支給対象となっている場合は、札幌市の給付金を受給することができません。札幌市の給付金、他市町村の給付どちらか一方のみの支給となります。

【お問い合わせ先】

札幌市妊娠・出産寄り添い給付金コールセンター

電話：050-3317-9883

9:00～18:00（土日祝日を除く）

\*さっぽろ子育て情報サイト\*

<https://kosodate.city.sapporo.jp/mokuteki/money/kodomo/12027.html>

SAPPORO



さっぽろ市  
02-F06-23-1696  
R5-2-1123



### 3. 給付金の支給手続き

#### 支給対象者に申請書をお送りします。

- ▶妊娠・出産届出の2～3か月後に申請書をお送りします。返信用封筒を同封しますので、郵送でご提出ください。
- ▶他市町村で妊娠・出産の届出後、札幌市に転入された場合は、表面のお問い合わせ先にご連絡いただくことで申請書を送付いたします。

#### 支給の要件

札幌市の面談が必要です。

妊娠分：妊娠届出時の面談

出産分：乳児家庭全戸訪問時（出生後～4か月）の面談

- ▶申請書にご記入いただいた銀行口座にお振込みします。
- ▶お振込までに申請書受付後1～2か月程度お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

#### こんなときは？

Q. 妊娠の届出、出生の届出の後、引っ越した場合はどうなりますか？

A. 申請する時点でお住まいの市町村にご相談ください。

Q. 里帰り出産の場合はどうなりますか？

A. 住民票のある市町村から支給します。

住民票のある市町村又は里帰り先での面談が必要です。

Q. DV被害等により避難しています(住民票と異なる住所に住んでいる)が、どうなりますか？

A. 住民票がない場合でも面談を実施して支給することが可能です。

現にお住まいの市町村にご相談ください。

- ▶ご不明な点がございましたら、表面のお問い合わせ先にご連絡下さい。



**「札幌市妊娠・出産寄り添い給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、表面のお問い合わせ先や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。